

平成15年(ワ)第23800号 配転無効確認等請求事件

NTT東日本会社の異職種・遠隔地配転の無効裁判の

公正判決を求める要請書

東京地方裁判所・民事第11部

裁判長 佐村 浩之 殿

要 請 書

NTTは「NTT構造改革(11万人リストラ)」のなかで各都道府県に100%出資の地域子会社を新設し基本業務を外注化することによって、50歳以上の中高年社員の仕事をとり上げ「退職・再雇用」制度導入によって、51歳以上の労働者を本人選択を隠れ蓑に地域子会社に半ば強制的に選択させ移行させました。同時に「退職・再雇用」を選択しなかった社員に対しては本人の状況や家庭状況を全く無視して異職種・広域配転を強行しました。

NTTの「50歳退職・再雇用」制度は、改正「高年齢者雇用安定法」の精神や「60歳定年」を定めた法に反する違法なものです。同時に「退職・再雇用」に応じなかった社員に対する一方的な異職種・広域配転は、会社のいいなりにならない社員に対する報復・見せしめ人事です。いま、労働者の家庭生活と職業生活の両立が社会的流れとしてあるなかで、業務上の必要性など全く存在せず、また本人の健康、育児・介護などの家族の状況を無視したNTTの姿勢は社会正義を踏みにじる行為であり断じて許されるものではありません。

このようなNTTの違法・脱法のリストラ計画による「異職種・広域配転」を直ちに止めるよう、下記のとおり要請しますので公正な判断を行われることをお願いするものです。

【要請事項】

- 1、不当な動機・目的でなされた配転は違法であり、社会的大きな流れとなっている労働者の家庭生活と職業生活の両立の観点から「同意なき配転は無効」の判断をして下さい。
- 2、異職種・広域配転された原告らの甚大なる精神的、肉体的苦痛に対し、NTTを断罪し、NTTがこの補償を行うよう公正に判断してください。
- 3、11万人リストラの社会的責任を明らかにして、「50歳退職・再雇用」は高年齢者雇用安定法の精神に違反し、違法であることを明らかにして下さい。

氏 名	住 所

2006年 月 日

署名送付先：〒111-0032

東京都台東区浅草1-18-3 遠藤ビル4F

電気通信産業労働組合首都圏支部 宛

平成15年(ワ)第23800号 配転無効確認等請求事件

NTT東日本会社の異職種・遠隔地配転の無効裁判の
公正判決を求める要請書

東京地方裁判所・民事第11部

裁判長 佐村 浩之 殿

要 請 書

NTTは「NTT構造改革(11万人リストラ)」のなかで各都道府県に100%出資の地域子会社を新設し基本業務を外注化することによって、50歳以上の中高年社員の仕事を取り上げ「退職・再雇用」制度導入によって、51歳以上の労働者を本人選択を隠れ蓑に地域子会社に半ば強制的に選択させ移行させました。同時に「退職・再雇用」を選択しなかった社員に対しては本人の状況や家庭状況を全く無視して異職種・広域配転を強行しました。

NTTの「50歳退職・再雇用」制度は、改正「高年齢者雇用安定法」の精神や「60歳定年」を定めた法に反する違法なものです。同時に「退職・再雇用」に応じなかった社員に対する一方的な異職種・広域配転は、会社のいいなりにならない社員に対する報復・見せしめ人事です。いま、労働者の家庭生活と職業生活の両立が社会的流れとしてあるなかで、業務上の必要性など全く存在せず、また本人の健康、育児・介護などの家族的状况を無視したNTTの姿勢は社会正義を踏みにじる行為であり断じて許されるものではありません。

このようなNTTの違法・脱法のリストラ計画による「異職種・広域配転」を直ちに止めるよう、下記のとおり要請しますので公正な判断を行われることをお願いするものです。

【要請事項】

- 1、不当な動機・目的でなされた配転は違法であり、社会的大きな流れとなっている労働者の家庭生活と職業生活の両立の観点から「同意なき配転は無効」の判断をして下さい。
- 2、異職種・広域配転された原告らの甚大なる精神的、肉体的苦痛に対し、NTTを断罪し、NTTがこの補償を行うよう公正に判断してください。
- 3、11万人リストラの社会的責任を明らかにして、「50歳退職・再雇用」は高年齢者雇用安定法の精神に違反し、違法であることを明らかにして下さい。

団体名

代表者名

印

2006年 月 日

署名送付先：〒111-0032

東京都台東区浅草1-18-3 遠藤ビル4F

電気通信産業労働組合首都圏支部 宛